

[事案 2019-35] 保険料払込方法変更請求

・令和元年 11 月 2 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由として、保険料の払込方法を給与引去りに戻し、未払込保険料を分割払いとすることを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 24 年 12 月に契約して平成 30 年 7 月に一部転換した組立型保険について、以下の理由により、保険料の払込方法を給与引去りに戻し、未払込保険料は分割払いにしてほしい。

- (1)一部転換時、保険料の払込方法は転換前契約と同様に給与引去りとなる前提で行っており、その旨を募集人にも伝えたところ、給与引去りが可能との説明を受けた。
- (2)団体との契約の問題やシステムの問題があったとしても、やり方次第で、必ず給与引去りができるはずである。

<保険会社の主張>

給与引去りは払込期月の当月分の保険料の払込みを想定しており、他の契約者にも影響することから、申立人の保険料の未払込状態が解消されない限り、給与引去りの方法に戻すことはできないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険料の未払込状態を解消しないで払込方法を給与引去りに戻し、未払込保険料は分割払いとすることは認められないが、以下の理由および紛争の早期解決等の観点から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)保険料の未払込状態が発生したそもそもの発端は、募集人の誤説明にある。
- (2)申立人は、一部転換を行う際、転換後の初回保険料を含めて、保険料を給与引去りとすることを強く要望しており、募集人の助言に従い、見直し後の初回保険料も給与引去りとするために、申込手続日を遅らせていた。